

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例案について

第1 条例改正の内容

議会経費の削減のため、議員の旅費の支給等について改正を行うもの
である。

第2 施行期日

この条例は、平成31年1月1日から施行するものとする。

議 提 議 案 第 八 号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右 提 出 す る。

平成三十年十二月十八日

提 出 者

中瀬 古初 美
岡野 恵美尚
稻森 稔尚
下野 幸助
山内 道明
山村 正衛
田中 健児
津谷 哲央
水谷 隆

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前
第七条 (略)	第七条 (略)	
2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもの（旅行雑費を除く。）のほか、公務雑費とする。	2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもの（旅行雑費を除く。）のほか、公務雑費とする。	
3 公務雑費は、実費額により支給する。	3 公務雑費は、旅費条例第六条に規定する旅行雑費に代え旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額により支給する。	
	4 公務雑費の定額は、次項に規定する公務雑費の定額の基本額による。	
	5 公務雑費の定額の基本額は、一日につき三千円とする。	
	6 公務雑費の定額の基本額は、議長、副議長若しくは議員の住居から議事堂まで、又は、議事堂から議長、副議長若しくは議員の住居までの旅行以外の旅行であつて、が	

4 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路若しくは駐車場の利用料金の額又はタクシーベ

つ、県の所有する自動車(借上バスを含む。以下同じ。)による旅行以外の旅行をした場合に支給する。ただし、当該旅行について、県の所有する自動車によることが相当であるにもかかわらず、これによるなかつた場合は、この限りでない。

- 7 交通機関による県外の旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行においては、第四項の規定にかかる公務雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。
- 一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発となる旅行(第三号に掲げる旅行を除く。) 千円
- 二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める夜間の帰着となる旅行(次号に掲げる旅行を除く。) 千円
- 三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発かつ夜間の帰着となる旅行 一千円
- 8 一日に二以上の交通機関による県外の旅行をする場合で、これらの旅行のうち一以上の前項各号のいずれかに該当する旅行をするときは、第四項の規定にかかる公務雑費の定額の基本額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。
- 一 一以上の前項第一号に該当する旅行及び一以上の同項第一号に該当する旅行をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 一千円
- 二 前項第三号に該当する旅行をする場合 一千円
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 千円
- 9 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路の利用料金の額とする。

	務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシードの運賃若しくは料金の額とする。	
5	宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 旅費条例別表第一に規定する甲地方（第八条において単に「甲地方」という。）一万五千五百円 二 旅費条例別表第一に規定する乙地方 一万四千一百円	10 宿泊料及び食卓料は、一夜当たり次の各号に規定する額を支給する。 一 宿泊料 一万六千五百円 二 食卓料 三千三百円
6	食卓料の額は、一夜につき、三千百円とする。	11 同一地域（旅費条例第二条第一項に規定する地域をいう。）内における旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（自家用自動車による旅行を除く。）等を要する場合で、その実費額が当該旅行をする日において支給される公務雑費の定額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃等を支給する。
	第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。	第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四十四号）別表第一の甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。

附 則

- この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。
- この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

提案理由

議会経費の削減のため、議員の旅費の支給等について改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

後改正

三九

◎ 改正主な活動費カットライン(系)

議員の責務として、その活動は単に本会議や委員会などの会議に出席し、議案の審議などを行う議会活動だけではなく、住民の代表として住民意思を把握するのに反映させていくことも、議員の果たすべき重要な役割です。

このため、平成12年5月に地方自治法が改正され、第100条第14項及び15項の規定に基づき、議員が行う調査研究に資する活動に対し、その経費の一部が政務調査費として交付されることになりました。

政務調査費は、それが県民の税金で貯められていることに鑑み、議員には、県民に理解され信頼される議会づくりのために、その使途について、透明性の確保と明確な説明責任を果たすことが求められました。

【改正前】

卷之三

議員の責務として、その活動は単に本会議や委員会などの会議に出席し、議案の審査などを行なう議会活動だけではなく、住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関する調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくことでも、議員の果たすべき重要な役割です。

このため、平成12年5月に地方自治法が改正され、第100条第1.4項及び115項の規定に基づき、議員が行う調査研究に賛する活動に対し、その経費の一部が政務調査費として交付されることになりました。

政務調査費は、それが県民の税金で賄われていることには鑑み、議員には、県民に理解され信頼される議会づくりのために、その用途について、透明性の確保と説明責任を果たすことが求められました。

そこで、三重県議会では、平成19年度分政務調査費は1件1万円以上の支出にかかる領収書等を添付して閲覧、平成20年度分政務調査費からは原則すべての領収書等を添付して閲覧するよう条例を改正し、情報の公開に努めました。また、このような積極的な情報の公開にあたり、議会どしてより一層の説明責任を果たせるよう、議員で構成するワーキンググループを設置し、全国都道府県議会議長会の資料等とともに、具体的な用途基準や按分の考え方を示したガイドラインを作成し、政務調査費制度を運用してきました。

このたび、地方自治法の改正により、政務調査費が政務活動費に改められ、交付の名目が「調査研究その他の活動」になるとともに、法第100条第16項が新設され、議長による透明性の確保が規定されました。

らいたいた最終報告への対応を検討するため、「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」を設置し、議員報酬の在り方、政務調査費の在り方、地方自治法改正への対応を検討してきました。

ワーキンググループでは、政務調査費のこれまでの運用や「議員報酬等に関する議論の在り方調査会」からの提案、全国都道府県議会議長会の資料等を踏まえて議論を行い、政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規程の改正案に働き、「政務活動費ガイドライン」の改正版として「政務活動費ガイドライン（案）」を作成しました。

「政務活動費ガイドライン（案）」は、平成25年3月12日の代表者会議で了承され、平成25年4月から交付される政務活動費は、このガイドラインに則って運用していくこととなります。

【改正前】

4 旅費の運用について

(1) 旅費の支出基準
政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にするものとします。

なお、行程及び料金については、政務活動の実態に応じた行程及び料金とします。
①公共交通機関運賃・実費

②宿泊料・・・甲地方15,500円／泊、乙地方14,200円／泊を定額とします。
※ 甲地方は、議員等の旅費に関する条例で規定する地域（東京都特別区、千葉市、京都市、堺市、名古屋市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、市、神戸市、広島市）をいいます。
※ 宿泊料の考え方方は1泊2食分です。

③政務雑費・・・実費としてます。
※ 政務雑費は、目的地の方を移動するために必要やむを得ない場合に利用する代、駐車場代となります。

なお、目的地内とは行き先の市町村内、東京都の場合は23区内です。
④車賃・・・23円／キロメートルとします。
※ 自家用車を使用した旅費の計算に使用します。移動距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて計算します。

【参考：三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の基準】
① 公共交通機関運賃 実費 (ただし、目的地内の移動経費を除く)
② 宿泊料 16,500円／泊
③ 政務雑費 3,000円／日
※ 政務雑費には、通信費、目的地内の移動経費、駐車場代などを含みます。

【参考：職員等の旅費に関する条例の基準】
④ 車賃 30円／キロメートル
※ 1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

旅費の支出については、定額又は実費で支出するか、一定の基準で整理されていることが望ましく、年度を通じて同一の運用をすることが望ましい。

(2) 旅費の支出時の注意点

①重複受給の禁止

当然ですが、公費から旅費の支給があつた日に、重複して政務活動費から旅費を支出することはできません。

具体的例として、次のようなものが重複受給となります。

例：公費から支出されている行程と重複する分の交通費

(1) 旅費の支出基準
政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にするものとします。

なお、行程及び料金については、政務活動の実態に応じた行程及び料金とします。
①公共交通機関運賃・実費

②宿泊料・・・1泊16,500円／泊を定額としますが、定額以内の実費でも可。
※ 宿泊料の考え方方は1泊2食分です。

③政務雑費・・・3,000円／日を定額としますが、定額以内の実費でも可。
※ 政務雑費には、携帯電話料金などの通信費、タクシーフレット料金などの目的地内の移動経費、駐車場代など政務活動中の諸雑費を含みます。ただし、昼食費は含まれません。

なお、目的地内とは行き先の市町村内、東京都の場合は23区内です。
また、政務雑費は定額であるため、1日3,000円を超える場合は政務活動費からの端数を生じたときは、これを切り捨てて計算します。

④車賃・・・30円／キロメートルとします。
※ 自家用車を使用した旅費の計算に使用します。移動距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて計算します。

【参考：三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の基準】
① 公共交通機関運賃 実費 (ただし、目的地内の移動経費を除く)

② 宿泊料 16,500円／泊
③ 政務雑費 3,000円／日
※ 政務雑費には、通信費、目的地内の移動経費、駐車場代などを含みます。

【参考：職員等の旅費に関する条例の基準】
④ 車賃 30円／キロメートル
※ 1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

旅費の支出については、定額又は実費で支出するか、一定の基準で整理されていることが望ましく、年度を通じて同一の運用をすることが望ましい。

(2) 旅費の支出時の注意点

①重複受給の禁止

当然ですが、公費から旅費の支給があつた日に、重複して政務活動費から旅費を支出することはできません。

具体的例として、次のようなものが重複受給となります。

例：公費から支出されている行程と重複する分の交通費

【改正後】

- (6) 会議費の考え方について
会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費を指します。
会派又は議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や打ち合わせも含まれます。
「住民相談会」は会議として開かれるもので、個別の住民との住民相談とは区別されます。
- 「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨です。
- 県政に關係する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への議会を代表しての参加が公務災害でいう公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の各種会合、式典への出席に要した経費は充当可能となります。
- 「団体等」の「等」は企業、学校、個人などを含みます。

(7) 携帯電話等直用料の支出について

（便用実態に基づいて）施行規程第7条ただし書により按分して計上します。

(8) 自発的な運用基準の改正化

①按分に係る基準

施行規程第7条ただし書において、明確な按分根拠が示せない場合は、その支出額の2分の1を支出できるとしていますが、当該支出額の4分の1として支出します。

②事務所費、事務費、人件費の支出上限設定

事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらは経費について、支出上限額を設定しています。

本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この3つの経費による支出の合計額が、交付額の2分の1を超えて支出することはできないものとします。

※ 政務活動費交付金の交付決定は、年間合計額で会派及び議員へ通知していきますので、支出上限の考え方方は（1年間の事務所費+1年間の事務費+1年間人件費）の合計額が会派又は議員への年間交付決定額の2分の1を超えない範囲とします。

ただし、目安としては交付月額の2分の1を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。
なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。

③人件費計上に必要な提出書類
収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、雇用契約書（参考様式第4）の写しを添付します。

【改正前】

- (6) 会議費の考え方について
会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費を指します。
会派又は議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や打ち合わせも含まれます。
「住民相談会」は会議として開かれるもので、個別の住民との住民相談とは区別されます。
- 「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨です。
- 県政に關係する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への議会を代表しての参加が公務災害でいう公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の各種会合、式典への出席に要した経費は充当可能となります。
- 「団体等」の「等」は企業、学校、個人などを含みます。

(7) 自発的な運用基準の改正化

①按分に係る基準

施行規程第7条ただし書において、明確な按分根拠が示せない場合は、その支出額の2分の1を支出できるとしていますが、当該支出額に係る政務活動の占める割合が、明らかに2分の1に満たないと思われる場合には、当該支出額の4分の1として支出します。

②事務所費、事務費、人件費の支出上限設定

事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらは経費について、支出上限額を設定しています。

本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この3つの経費による支出の合計額が、交付額の2分の1を超えて支出することはできないものとします。

※ 政務活動費交付金の交付決定は、年間合計額で会派及び議員へ通知していきますので、支出上限の考え方方は（1年間の事務所費+1年間の事務費+1年間人件費）の合計額が会派又は議員への年間交付決定額の2分の1を超えない範囲とします。

ただし、目安としては交付月額の2分の1を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。
なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。

③自発的な運用基準の改正化
収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、雇用契約書（参考様式第4）の写しを添付します。

④事務所費計上に必要な提出書類
収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、賃貸借契約書の写しを添付します。

【改正後】

(記載例1：会派分政務活動→議員A分)

第10号様式(第9条第1項第2号関係)

旅費等支出計算書

(金添分、議員分) (経費区分 調査研究費)

旅費等支出計算書

(金添分、議員分) (経費区分 調査研究費)

(記載例1：会派分政務調査活動→議員A分)

第10号様式(第9条第1項第2号関係)

旅費等支出計算書

(金添分、議員分) (経費区分 調査研究費)

旅 行 者 氏 名	三重県議会議員
用 途	環境森林林に關する調査
日 程	平成●●年 5月30日 ~ 平成●●年 5月31日
び 行 先	高知・岡山 都・道・府・県 (都) 高知・岡山 市 町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会
支 出 内 計	1 旅費 (運賃等 1 JR : 尾鷲→松阪 (特急) 6, 220円) (運賃等 2 近鉄 : 松阪→鶴橋 (特急) 5, 600円) (運賃等 3 JR : 鶴橋→高知 12, 040円) (運賃等 4 さでん鉄道車両 高知駅前→県庁前 400円) (運賃等 5 新幹線 : 新大阪→岡山 (グリーン) 10, 560円) (運賃等 6 JR特急 : 岡山→高知 (グリーン) 7, 440円) (自家用車使用 23円 × 20km = 460円) (宿泊費 14, 200円 × 1泊 = 14, 200円) (交通費 800円) (郵便料金 10円) (会議費 1, 500円 × 2箇所 = 3, 000円) (資料代 3, 000円)
乙 地域の金額	3, 000円
支 出 内 計	1 旅費 (運賃等 1 JR : 尾鷲→松阪 (特急) 6, 220円) (運賃等 2 近鉄 : 松阪→鶴橋 (特急) 5, 600円) (運賃等 3 JR : 鶴橋→高知 12, 040円) (運賃等 4 新幹線 : 新大阪→岡山 (グリーン) 10, 560円) (運賃等 5 JR特急 : 岡山→高知 (グリーン) 7, 440円) (自家用車使用 30円 × 20km = 600円) (宿泊費 16, 500円 × 1泊 = 16, 500円) (調査料費 3, 000円 × 2日 = 6, 000円) (会議費 1, 500円) (会議費 2, 000円) (会議費 3, 000円)
乙 地域の金額	3, 000円

旅 行 者 氏 名	三重県議会議員
用 途	環境森林林に關する調査
日 程	平成●●年 5月30日 ~ 平成●●年 5月31日
び 行 先	高知・岡山 都・道・府・県 (都) 高知・岡山 市 町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会
支 出 内 計	1 旅費 (運賃等 1 JR : 尾鷲→松阪 (特急) 6, 220円) (運賃等 2 近鉄 : 松阪→鶴橋 (特急) 5, 600円) (運賃等 3 JR : 鶴橋→高知 12, 040円) (運賃等 4 新幹線 : 新大阪→岡山 (グリーン) 10, 560円) (運賃等 5 JR特急 : 岡山→高知 (グリーン) 7, 440円) (自家用車使用 30円 × 20km = 600円) (宿泊費 16, 500円 × 1泊 = 16, 500円) (調査料費 3, 000円 × 2日 = 6, 000円) (会議費 1, 500円) (会議費 2, 000円) (会議費 3, 000円)
乙 地域の金額	3, 000円

土産代は、購入した議員がまとめて記載する。
領収書の添付が必要。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程を廃止する規程

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程（平成 22 年三重県議会訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に完了した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

【現行規程】

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程

平成 22 年 12 月 28 日
三重県議会訓令第 7 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年三重県条例第 44 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（旅費の調整）

第 2 条 条例第 7 条第 1 項及び職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年三重県条例第 46 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、議長、副議長若しくは議員の住居（以下「住居」という。）から議事堂まで、又は、議事堂から住居までの経路の全部若しくは一部を含む旅行について、住居から議事堂まで、及び、議事堂から住居までの経路の全部又は一部を除いた経路の旅行が、条例第 7 条第 6 項の定める公務雑費を支給する場合に該当しない場合には、公務雑費は支給しないものとすることにより、旅費の支給を調整する。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成19年三重県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規程に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅費の計算方法)</p> <p>第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から第4項までの規定中「公務雜費」とあるのは「政務雜費」と、<u>同項及び同条例第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」</u>とする。</p>	<p>(旅費の計算方法)</p> <p>第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から<u>第9項まで及び第11項中</u>「公務雜費」とあるのは「政務雜費」と、<u>同条例第7条第7項、第9項及び第11項並びに第8条中</u>「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。</p>

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書（会派分、議員分）（経費区分 費）

旅行者 職 氏 名				印
用務				
日程 及 び 行き先	年 月 日 ~ 年 月 日			
	都・道・府・県		(郡)	市・町・村
	(行き先の名称)			
支出内訳	1 旅費	円		
	(運賃等1	円)		
	(運賃等2	円)		
	(運賃等3	円)		
	(運賃等4	円)		
	(運賃等5	円)		
	(自家用車使用	円／km × km =	円)	
	(宿泊費	円／泊 × 泊 =	円)	
	(政務雑費	円)		
	(加減額1	円)		
	(加減額2	円)		
	(加減額3	円)		
	2 付随する経費	円		
(参加費、資料代等	円)			
(手土産代	円／箇所 × 箇所 =	円)		
(その他1 (内容)	円)		
(その他2 (内容)	円)		
(その他3 (内容)	円)		

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日から平成 31 年 4 月 30 日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費については、この規程による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第 6 条の規定にかかわらず、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年三重県条例第〇〇号）による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年三重県条例第 44 号。以下この項において「旧条例」という。）第 6 条から第 8 条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、旧条例第 6 条中「職務」とあるのは「政務活動」と、旧条例第 7 条第 2 項から第 9 項まで及び第 11 項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、同条第 7 項、第 9 項及び第 11 項並びに旧条例第 8 条中「公務上」とあるのは、「政務活動上」とする。
- 3 この規程の施行の日から平成 31 年 4 月 30 日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費のうち自家用自動車等による旅行をする場合の車賃の額については、前項の規定にかかわらず、1 キロメートルにつき 30 円として計算するものとする。